

競争契約入札心得

海部郡衛生処理事務組合

（目的）

第1 指名競争入札を行う場合において、入札者は地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令を順守するほか、この心得の定めによるものとする。

（入札に関する留意事項）

第2 入札者は、海部郡衛生処理事務組合が指示した仕様書、設計図書及び現場等を熟知の上、入札するものとする。

2 入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

3 入札書は、封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに、指定の場所に提出しなければならない。

4 入札者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

（再度入札）

第3 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は、特に指示のない限り、2回を限度として行う。